

令和３年度介護報酬改定 居宅介護支援等に係る留意点（介護保険事業担当給付・適正化担当）

<居宅介護支援>

- 「２．（６）① 質の高いケアマネジメントの推進（特定事業所加算の見直し等）②」について **《運営基準減算関連項目》**
- 「２．（６）② 逡減性の見直し」について
- 「２．（６）③ 医療機関との情報連携の強化」について
- 「２．（６）④ 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価」について
- 「２．（６）⑤ 介護予防支援の充実」について

<居宅介護支援以外（支給限度額管理関係）>

- 「１．④ 通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応」について
- 「５．（１）① 同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化」について

<その他お知らせ>

- 新型コロナウイルスワクチン接種に係る通所系サービス及び訪問介護での取扱いについて

「2. (6) ① 質の高いケアマネジメントの推進（特定事業所加算の見直し等）②」について

1 概要

居宅介護支援の提供開始時に文書交付での説明内容が追加 ※実施していない場合は運営基準減算が適用されます。

2 改定内容

<現 行>

- ・利用者が複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができること
- ・利用者がケアプランに位置付けた事業所の選定理由の説明を求めることができること

<改定後>

上記2点に加えて、次の内容が追加

- ・前6月間（※）に作成したケアプランの総数の中で、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護（以下、「訪問介護等」という）のそれぞれが位置付けられた、ケアプランが占める割合
- ・前6月間（※）に作成したケアプランに位置付けられた、訪問介護等について、同一の事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）

（※）前6月間とは、①「前期（3月1日から8月末日）」、②「後期（9月1日から2月末日）」となり、説明に際し、直近の①もしくは②の期間のものをを用いて説明する。

3 留意点

- ・上記内容を利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、**文書の交付**に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず**利用者から署名**を得なければならない。
- ・文書の説明にあたっては、重要事項説明書等（重要事項説明書の別紙）に記載することで差し支えない。

- ・ 上記について文書の交付による説明が行われていない場合、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで運営基準減算となる。
- ・ 令和3年4月以前に契約を結んでいる利用者については、次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましい。
- ・ 令和3年4月中に新たな契約を結ぶ利用者等において、当該割合の集計や出力の対応が難しい場合においては、5月以降のモニタリング等の際に説明を行うことで差し支えない。

4 関連文書

- ・ 令和3年度介護報酬改定に係る Q&A (Vol.3) 問 111、112 (様式例の記載あり)

「2. (6) ② 逡減性の見直し」について

1 概要

介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数が 40 件以上の場合 40 件目から、60 件以上の場合 60 件目からそれぞれ評価が低くなる逡減性において、
一定の ICT の活用又は事務職員の配置を行っている事業者については、逡減性の適用を 45 件以上の部分からとする取扱いに改定

2 改定内容

<現 行>

取扱件数	40 件未満	40 件以上	60 件以上
区分	居宅介護支援費Ⅰ	居宅介護支援費Ⅱ	居宅介護支援費Ⅲ
要介護 1・2	1,057 単位	529 単位	317 単位
要介護 3・4・5	1,373 単位	686 単位	411 単位

<改定後>

【通常の場合】

取扱件数	40 件未満	40 件以上	60 件以上
区分	居宅介護支援費(Ⅰ)-(ⅰ)	居宅介護支援費(Ⅰ)-(ⅱ)	居宅介護支援費(Ⅰ)-(ⅲ)
要介護 1・2	1,076 単位	539 単位	323 単位
要介護 3・4・5	1,398 単位	698 単位	418 単位

【ICT の活用又は事務職員を配置した場合】

取扱件数	45 件未満	45 件以上	60 件以上
区分	居宅介護支援費(Ⅱ)-(ⅰ)	居宅介護支援費(Ⅱ)-(ⅱ)	居宅介護支援費(Ⅱ)-(ⅲ)
要介護 1・2	1,076 単位	522 単位	313 単位
要介護 3・4・5	1,398 単位	677 単位	406 単位

3 留意点

- ・ ICT の活用及び事務職員の配置の詳細に関しては、下記「4」の関連文書を参照
- ・ **ICT の活用又は事務職員を配置した場合における、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定する場合、情報通信機器等の活用等の体制を適用する場合として、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出が必要です。**届出の際は、「（別紙 10－5）情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書」にて、I C T の具体的な活用方法や、I C T の活用や事務職員の配置による、業務負担の軽減や効率化できる業務内容について、具体的に記載してください。

4 関連文書

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A（Vol. 3）問 115、116、117

「2. (6) ③ 医療機関との情報連携の強化」について

1 概要

利用者が医療機関における医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことを一定の場合に評価する通院時情報連携加算の新設

2 改定内容

＜現 行＞ なし

＜改定後＞ 通院時情報連携加算 50 単位/月

【算定要件】

利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに**介護支援専門員が同席**し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、**居宅サービス計画に記録**した場合は、利用者 1 人につき **1 月に 1 回を限度**として所定単位数を加算する。

3 留意事項

- ・連携にあたっては、利用者に同席する旨や、同席が診療の遂行に支障がないかどうかを事前に医療機関に確認しておくこと。
- ・居宅介護支援費のみ。（介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費は当該取扱いはなし）

4 関連文書

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 3) 問 118

「2. (6) ④ 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価」について

1 概要

看取り期における適切な居宅介護支援の提供や医療と介護の連携を推進する観点から、居宅サービス等の利用に向けて利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったもののサービス利用に至らなかった場合に、居宅介護支援の基本報酬の算定を可能とする取扱いが新設

2 改定内容

＜現 行＞ サービス利用の実績がない場合は請求不可

＜改定後＞ 居宅介護支援費を算定可

【算定要件】

- ・ モニタリング等の必要なケアマネジメント業務（※）を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていること
- ・ 居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと

（※）次の①から④を全て実施している場合に算定要件の「モニタリング等の必要なケアマネジメント業務」を実施したものとみなします。

- ①当該請求に係るケアプランに同意を得ていること
- ②請求月のサービス利用票（第6表）を事前に交付し、そのことについて支援経過記録に記載していること
- ③利用実績がなくなった経緯を支援経過記録に記載していること
- ④モニタリング等を実施し、その記録を残していること（特段の事情によりモニタリングが実施できなかった場合を除く）

3 留意事項

- ・ 請求方法については、当初、ケアプランで予定されていたサービス事業所名、サービス種類名を記載し、給付計画単位数を0単位として給付管理票及び居宅介護支援介護給付明細書を併せて提出することにより請求する。

- ・居宅介護支援費のみ。（介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費は当該取扱いはなし）

4 関連文書

令和３年度介護報酬改定に関する Q&A（Vol. 3）問 119

「２．（６）⑤ 介護予防支援の充実」について

１ 概要

介護予防支援事業所が委託する個々のケアプランについて、委託時における居宅介護支援事業者との適切な情報連携等を評価する新たな加算を創設

２ 改定内容

＜現 行＞ なし

＜改定後＞ 委託連携加算 300 単位/月

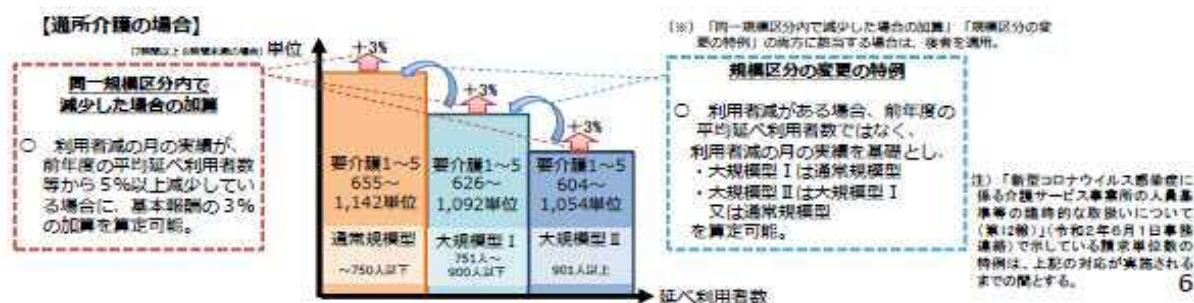
【算定要件】

地域包括支援センターが委託する個々のケアプランについて、居宅支援事業所との情報連携等を行いケアプラン作成等に協力した場合、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者１人につき１回を限度として所定単位数を算定する。

「1.④ 通所介護等の事業所規模別の報酬区分等に関する対応」について

1.④ 通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

概要・算定要件	【通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★】
○ 通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、以下の見直しを行う。 ア より小さい規模区分がある大規模型について、事業所規模別の報酬区分の決定にあたり、前年度の平均延べ利用者数ではなく、延べ利用者数の減が生じた月の実績を基礎とすることができることとする。【通知改正】 イ 延べ利用者数の減が生じた月の実績が前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合、3か月間（※2）、基本報酬の3%の加算を行う（※3）。【告示改正】 現下の新型コロナウイルス感染症の影響による前年度の平均延べ利用者数等から5%以上の利用者減に対する適用にあたっては、年度当初から即時的に対応を行う。 ※1 ア・イともに、利用者減の翌月に開始。翌々月から適用。利用者数の実績が前年度平均等に戻った場合はその翌月に届出。翌々月まで。 ※2 利用者減に対応するための経営改善に時間を要するその他の特別の事情があると認められる場合は一回の延長を認める。 ※3 加算分は区分支給限度基準額の算定に含めない。	
単位数	
<現行> なし →	<改定後> ア 通所介護又は通所リハの大規模型Ⅰについて、通所介護又は通所リハの通常規模型の基本報酬 イ 通所介護又は通所リハの大規模型Ⅱについて、通所介護又は通所リハの大規模型Ⅰ又は通常規模型の基本報酬 基本報酬の100分の3の加算（新設）



<関連文書>

- ・ 通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（介護保険最新情報 Vol. 937）
- ・ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）問2～問15（問6、問8は削除）
- ・ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 3）問21、問22

「5.(1)① 同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化」について

5.(1)① 同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化

概要	【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】
○ 訪問系サービスの同一建物減算適用時の区分支給限度基準額に関する取扱いを参考に、通所系サービス、多機能系サービスについて、以下の対応を行う。	
＜同一建物減算等＞	
・ 通所系サービス、多機能系サービスの同一建物減算等の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理については、当該減算を受ける者と受けない者との公平性の観点から、 <u>減算の適用前（同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合）の単位数を用いることとする。【告示改正】</u>	
＜規模別の基本報酬＞	
・ 通所介護、通所リハビリテーションの、大規模型を利用する者の区分支給限度基準額の管理については、通常規模型を利用する者との公平性の観点から、 <u>通常規模型の単位数を用いることとする。【告示改正】</u>	

（参考）【平成30年度介護報酬改定】集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等



142

○同一建物減算等の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理については、減算の適用前の単位数を用いる。

○通所介護、通所リハビリテーションの大規模型を利用する者の区分支給限度基準額の管理については、通常規模型の単位数を用いる。

＜関連文書＞

- ・ 通所介護等の区分支給限度額基準額に係る給付管理の取扱いについて（介護保険最新情報 Vol. 947）

新型コロナウイルスワクチン接種に係る通所系サービス及び訪問介護での取扱いについて

新型コロナウイルスワクチン接種に係る通所系サービス（※）及び訪問介護での取扱いが、令和３年４月５日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 20 報）」（介護保険最新情報 Vol. 963）において示されましたのでご確認のうえ、適切な対応をお願いします。

（※）通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

【市ホームページ掲載先】

市トップページ > 産業・ビジネス > 各種事業者の方へ > 介護保険事業者等 > 国・県からの通知等 > 介護保険サービス事業所及び社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について